承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ―748	松元機工　ＭＣＫ　Ｄ４	松元機工株式会社	鹿児島県南九州市頴娃町牧之内9325

○国土交通省環境省経済産業省告示第百三十六号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十四年十二月三日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十四年十二月十八日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　長浜　博行

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ―749	キャタピラー　216Ｂ３	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番１号
ＮＳ―750	キャタピラー　226Ｂ３	〃	〃
ＮＳ―751	キャタピラー　259Ｂ３	〃	〃

○国土交通省環境省経済産業省告示第百三十七号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十四年十二月三日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十四年十二月十八日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　長浜　博行

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ２―25	サンドビック　ＴＨ540	サンドビックマイニング アンドコンストラクション ジャパン株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目15番地12

○国土交通省環境省経済産業省告示第百三十八号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十四年十二月三日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十四年十二月十八日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　長浜　博行

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ２―26	ＭＯＲＢＡＲＫ　ＭＯＤＥＬ2600Ｔ　ＲＡＣＫ　1210	オカダアイヨン株式会社	大阪府大阪市港区海岸通四丁目１番18号

○国土交通省告示第千四百六十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道218号改築工事（北方延岡道路・宮崎県延岡市北方町蔵田字小原地内から同市北方町南久保山字石畳地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　宮崎県延岡市北方町蔵田字小原、字渡守、字中畑、字長谷、字舅坂、字坂ノ下、字小田、字仁田平、字駄渡、字地山及び字広篠、北方町北久保山字楠ノ木谷、字中尾及び字滝ノ上並びに北方町南久保山字炭釜ケ内、字広篠、字坂ノ下、字十郎ケ尾、字小堀町、字井ノ本、字北水流及び字石畳地内

２　使用の部分　宮崎県延岡市北方町蔵田字渡守、字中畑、字矢ノ原、字長谷、字舅坂、字坂ノ下、字小田、字仁田平、字駄渡、字地山及び字広篠、北方町北久保山字楠ノ木谷、字中尾及び字滝ノ上並びに北方町南久保山字炭釜ケ内、字坂ノ下、字十郎ケ尾、字小堀町、字井ノ本、字北水流及び字石畳地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮崎県延岡市北方町蔵田字小原地内から同市北方町南久保山字石畳地内までの延長4.3㎞の区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道218号改築工事（北方延岡道路）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、また、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間外の区間であるが、国土交通大臣は、同法第27条第１項の規定により道路管理者の権限を代行していることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道218号（以下「本路線」という。）は、熊本市を起点とし、熊本県上益城郡山都町、宮崎県西臼杵郡高千穂町等を経て延岡市に至る延長約146㎞の主要幹線道路である。

本路線が通過する宮崎県延岡市、西臼杵郡日之影町、同郡高千穂町、同郡五ヶ瀬町（以下「本地域」という。）は、農林業が盛んな地域であり、たまねぎ等の栽培、木材の生産が行われ、これらは主に陸上輸送により県内外へ出荷されている。また、本地域には祖母傾国定公園等の観光資源があり、多くの観光客が訪れている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満たさない線形不良区間が多数存在するほか、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が整備され、既に供用済みである一般国道218号（北方延岡道路）の他の区間等と接続し高速自動車国道東九州自動車道と連絡することから、所要時間の短縮及び定時性の確保が図られ、物流の効率化等に寄与するとともに、自然災害発生時等における現道の代替路が新たに整備され、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成23年12月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。